

協働事業評価制度・中間評価（確認）について

1 協働事業評価制度の概要

- (1) 中間評価 事業の進捗状況等の確認
- (2) 事業終了時の評価 事業の実施結果の評価、協働の進め方（プロセス）の評価
- (3) 総合評価 区民協働推進会議が評価

2 中間評価（確認）

協働事業実施期間中に評価（確認）を実施する。

- (1) 協働事業の進捗状況等の確認（事業実施団体と区の事業関係課が話し合っ

て評価）
上半期の事業の進捗状況と実施内容・結果を確認するとともに、下半期に向けて課題の改善を図るため、「協働事業中間評価（確認）シート」を作成する。

なお、中間評価（確認）の結果を区民協働推進会議に報告するため、補足資料として、事業内容などが視覚的に確認できる資料も合わせて作成する。

- (2) 中間評価結果への意見

区民協働推進会議は、実施団体と事業関係課の評価結果に対して、意見書を提出する。実施団体と事業関係課は、その意見を踏まえ、下半期の事業に取り組む。

提出された中間評価（確認）の結果を踏まえ、区民協働推進会議は、つぎのいずれかの方法により事業の確認を行うことができるものとする。

- ア 事業の視察を行う。
- イ 団体代表者からヒアリングを行う。
- ウ 追加資料の提出を求める。

3 中間評価（確認）対象事業

	事業名
1	S A N G Oサロン
2	外国人向け防災パンフレットの作成
3	災害時応援協定締結自治体との住民同士の連携・交流事業
4	障害のある方の「働く場所」づくりに向けた学習会とシンポジウムの開催
5	外国人区民と日本人区民との相互理解のための交流会事業
6	「L o v e ピース c l u b」